

貯水槽水道の適正な管理をお願いします

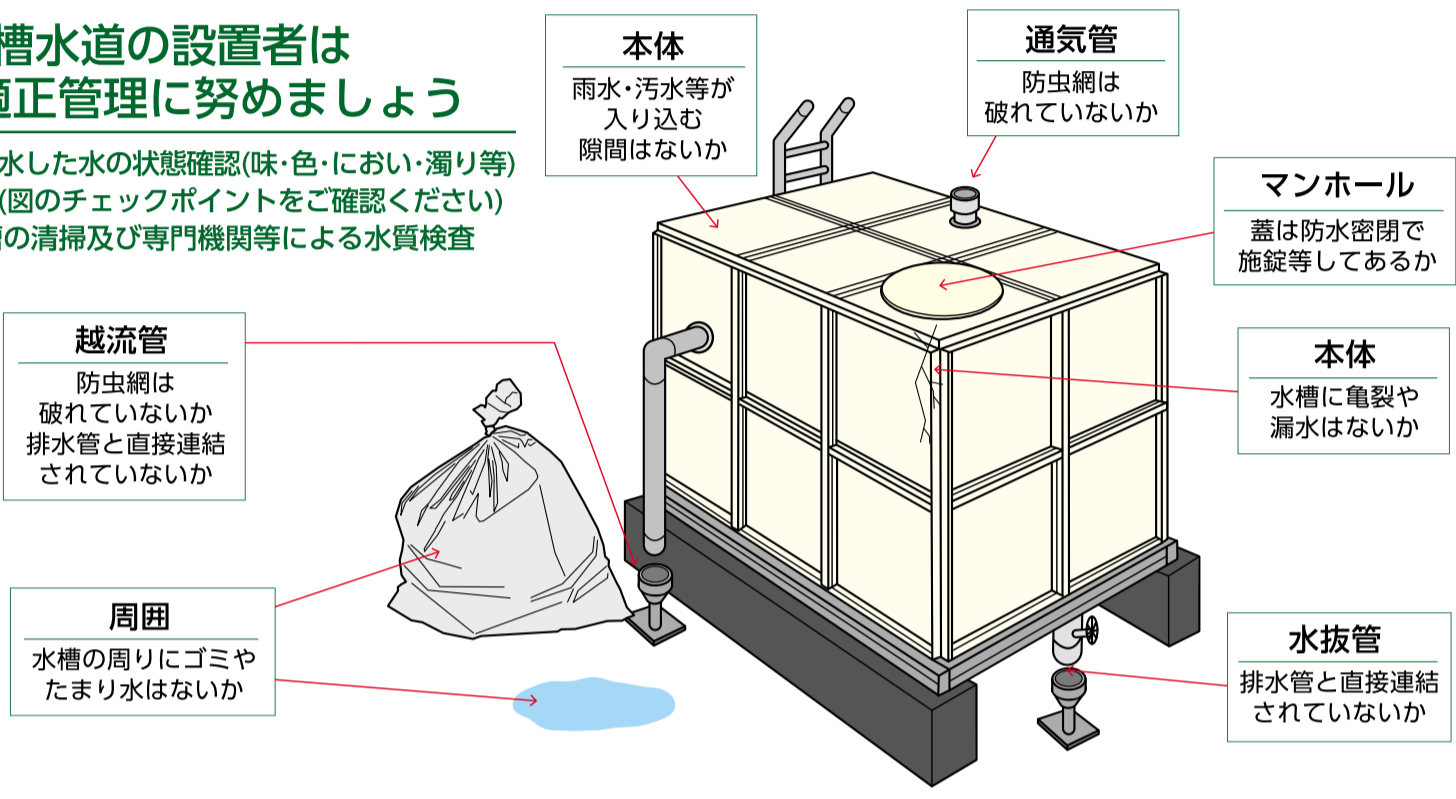


貯水槽水道とは、ビルやマンション等の建物に設置されている貯水槽に水を一度貯留し、蛇口まで給水する施設の総称です。貯水槽水道の適正な管理を怠ると、衛生上の問題が発生するおそれがあります。

不適正な管理により、衛生上の問題が発生した場合は、貯水槽水道の設置者(管理者)が責任を問われます。

貯水槽水道の設置者は 貯水槽の適正管理に努めましょう

- ① 日1回、蛇口から採水した水の状態確認(味・色・におい・濁り等)
- ② 月1回、施設の点検(図のチェックポイントをご確認ください)
- ③ 年1回以上、貯水槽の清掃及び専門機関等による水質検査



貯水槽水道地域巡回サービスについて

千葉県企業局では、お客様に『おいしい水』を安心して飲んでいただくため、貯水槽水道地域巡回サービスの案内を送付しております。案内が届いた際には、ぜひ点検をお申込みください。

点検時間は30分程度で、点検費用はかかりません

○主な内容

- ・**貯水槽水道の管理状況の点検**
貯水槽内外部の点検を実施し、適正な管理方法について、指導及び助言します。
- ・**水質検査**
味・臭気・色・色度・濁度・残留塩素を測定します。
- ・**資料提供**
貯水槽水道ガイドライン等の各種パンフレットを送付します。

○直結給水方式への転換について

企業局では、安全でおいしい水をそのまま蛇口までお届けできる直結給水方式への転換を促進しています。

貯水槽方式から直結給水方式へ転換した場合の効果

- ・貯水槽の維持管理(点検、清掃など)が不要となります。
- ・貯水槽設置用地の省スペース化により、駐車場や倉庫・物置等への有効利用が図れます。

※ホテル・学校・病院など、一時的に大量の水を使用する建物や断水による影響が大きい建物は貯水機能がある貯水槽方式が適している場合があります。

直結給水方式への転換については、お住まいの地区を受け持つ各水道事務所・支所にお問合せ・ご相談ください。

連絡先：お問い合わせ・ご相談は下記までご連絡ください。

- 千葉県水道管工事協同組合(船橋事務所) — TEL : 047-410-1441
 - 千葉県企業局水道部給水課 — TEL : 043-211-8722
- ※当業務は千葉県企業局から千葉県水道管工事協同組合に委託しています。

水道メーターの取り替えにご協力ください

水道メーターは、法律(計量法)で有効期限が8年と定められています。

千葉県企業局では、お客様宅に設置している水道メーターを、有効期限内に新しいメーターに取り替えています。メーターを取り替える際には、あらかじめハガキをお送りし、予定日等をお知らせします。

また、取り替え作業は施工業者に委託しております。

作業に当たっては千葉県企業局が発行した身分証を携帯し、腕章を着用した作業員が行います。ご理解、ご協力をお願いします。



水道メーター

水道メーターの盗難にご注意を!!

更地、建築現場、空家となっている集合住宅で、水道メーターの盗難が発生しています。



盗難防止のため、水道を使用する予定のない場合は無料で水道メーターを取り外しますので、管轄の水道事務所・支所にお知らせください。